

6-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況(合計分)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額(本年分)	外 人 10,894	外 千円 39,694,723	外 人 9,007	外 千円 38,917,478
配偶者控除額	228	2,182,037	228	2,182,037
基礎、特別控除額	9,834	20,705,797	8,997	18,630,097
基礎、特別控除後の課税価格	/		7,773	18,105,343
贈与税額			7,773	4,021,087
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			1	190,133
差引税額			7,773	3,830,954
農地等納税猶予税額			-	-
株式等納税猶予税額			-	-
特例株式等納税猶予税額			25	1,494,207
医療法人持分納税猶予税額			-	-
納付税額			/	
災害減免法第4条による免除税額	-	-		

調査対象等：「申告状況」は、平成30年中に財産の贈与を受けた者について、令和元年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、平成30年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和元年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。

3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人員について、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額(本年分)」の人員と一致しない。

4 (相続時精算課税分②)の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している(6-2、6-3において同じ)。

申告・課税状況(暦年課税分①)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額(本年分)	人 9,834	千円 27,400,424	人 7,947	千円 26,623,178
内 特例贈与財産分	4,804	14,818,524	4,258	14,278,442
内 一般贈与財産分	5,030	12,581,899	3,723	12,344,736
配偶者控除額	228	2,182,037	228	2,182,037
基礎控除額	9,834	10,817,400	7,947	8,741,700
基礎控除後の課税価格	/		7,714	15,699,441
贈与税額			7,714	3,539,906
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			1	190,133
差引税額			7,714	3,349,773
農地等納税猶予税額			-	-
株式等納税猶予税額			-	-
特例株式等納税猶予税額			-	-
医療法人持分納税猶予税額			-	-
納付税額			/	
災害減免法第4条による免除税額	-	-		

申告・課税状況(相続時精算課税分②)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況			
	人 員	金 額	人 員	金 額		
取得財産価額(本年分)	人 1,109	千円 12,294,299	人 1,099	千円 9,888,397		
特別控除額	62	2,405,902	62	481,180		
特別控除額後の課税価格	/		62	481,180		
贈与税額			62	481,180		
外国税額控除額			-	-		
差引税額			62	481,180		
農地等納税猶予税額			-	-		
株式等納税猶予税額			-	-		
特例株式等納税猶予税額			-	-		
医療法人持分納税猶予税額			-	-		
納付税額			/		62	481,180
災害減免法第4条による免除税額					-	-

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	1,528	11,579,944 12,472,615

調査対象等：平成30年中に財産の贈与を受けた者について、令和元年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	458	2,846,203
教育資金支出額 (管理契約終了分)	50	278,633

調査対象等：平成30年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

平成30年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	9	42,000
結婚・子育て資金支出額 (管理契約終了分)	-	-

調査対象等：平成30年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

平成30年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

区 分	取 得 財 産 価 額				納 付 税 額	
	申 告 状 況		課 税 状 況		人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額		
平成 26 年 分	人 —	千円 —	人 9,576	千円 39,655,381	人 8,111	千円 3,039,164
平成 27 年 分	12,205	41,872,487	10,054	41,092,082	8,547	2,765,689
平成 28 年 分	11,448	40,526,926	9,492	39,703,627	8,094	3,215,913
平成 29 年 分	11,024	37,880,808	9,183	37,066,956	7,846	2,538,268
平成 30 年 分	10,894	39,694,723	9,007	38,917,478	7,753	2,336,747

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

区 分	暦 年 課 税 分 額					
	取 得 財 産 価 額		内 特 例 贈 与 財 産 分		内 一 般 贈 与 財 産 分	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
平成 26 年 分	人 8,400	千円 25,574,482	人 —	千円 —	人 —	千円 —
平成 27 年 分	8,752	28,520,078	4,856	15,345,595	3,945	13,174,483
平成 28 年 分	8,308	26,370,183	4,560	13,629,377	3,784	12,740,805
平成 29 年 分	8,021	24,258,879	4,375	12,350,883	3,685	11,907,995
平成 30 年 分	7,947	26,623,178	4,258	14,278,442	3,723	12,344,736

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

区 分	相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額
平成 26 年 分	人 1,214	千円 14,080,898
平成 27 年 分	1,344	12,572,005
平成 28 年 分	1,237	13,333,445
平成 29 年 分	1,219	12,808,077
平成 30 年 分	1,109	12,294,299

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

## (3) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	8,999	38,863,673	7,739	2,315,230
	修正申告による増差額	42	85,879	47	25,112
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	14	△ 32,074	12	△ 3,595
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 9,007	38,917,478	実 7,753	2,336,747
過 年 分	申 告 額	389	1,757,120	388	335,008
	修正申告による増差額	61	157,423	65	35,700
	更正による増差額	1	6,926	-	-
	更正等による減差額	12	△ 46,778	17	△ 6,795
	決 定 額	1	1,918	1	82
	計	実 452	1,876,610	実 451	363,995
合 計	申 告 額	9,388	40,620,793	8,127	2,650,237
	修正申告による増差額	103	243,303	112	60,812
	更正による増差額	1	6,926	-	-
	更正等による減差額	26	△ 78,852	29	△ 10,390
	決 定 額	1	1,918	1	82
	計	実 9,459	40,794,087	実 8,204	2,700,742

調査対象等： 「本年分」は、平成30年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和元年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成29年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	課 税 状 況	
	人 員	
富 山		1,415
高 岡		760
魚 津		423
砺 波		293
富 山 県 計		2,891
金 沢		2,197
七 尾		263
小 松		661
輪 島		112
松 任		506
石 川 県 計		3,739
福 井		1,183
敦 賀		196
武 生		479
小 浜		76
大 野		139
三 国		304
福 井 県 計		2,377
総 計		9,007

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	-	-	105	2,530	-	-
過 年 分	6	982	280	40,705	-	-
合 計	6	982	385	43,235	-	-

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	申告状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
150 万円以下	4,947	4,475,264	
150 万円超	1,042	1,921,620	
200 "	2,594	7,536,057	
400 "	1,257	6,559,761	
700 "	421	3,608,050	
1,000 "	449	6,283,734	
2,000 "	120	2,806,687	
3,000 "	23	860,354	
5,000 "	11	739,508	
1 億円超	15	2,568,142	
3 "	3	1,255,895	
5 "	-	-	
10 "	1	1,029,636	
20 "	-	-	
30 "	-	-	
50 "	-	-	
合 計	10,883	39,644,708	

取得財産価額階級	課税状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
150 万円以下	3,063	3,694,228	33,120
150 万円超	1,042	1,921,620	74,156
200 "	2,594	7,536,057	431,414
400 "	1,257	6,559,761	516,115
700 "	421	3,608,050	307,798
1,000 "	449	6,283,734	392,730
2,000 "	120	2,806,687	88,964
3,000 "	23	860,354	105,966
5,000 "	11	739,508	96,073
1 億円超	15	2,568,142	268,894
3 "	3	1,255,895	-
5 "	-	-	-
10 "	1	1,029,636	-
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
合 計	8,999	38,863,673	2,315,230

調査対象等： 「申告状況」は平成30年中に財産の贈与を受けた者について、令和元年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、平成30年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和元年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
150 万円以下	4,936	4,463,429		
150 万円超	1,000	1,847,773		
200 "	2,399	6,946,102		
400 "	984	5,065,234		
700 "	245	2,088,417		
1,000 "	206	2,844,226		
2,000 "	36	805,772		
3,000 "	10	354,664		
5,000 "	2	193,055		
1 億円超	5	949,750		
3 "	2	760,139		
5 "	-	-		
10 "	1	1,029,636		
20 "	-	-		
30 "	-	-		
50 "	-	-		
合 計	9,826	27,348,197		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
150 万円以下	3,052	3,682,393	37	37,900
150 万円超	1,000	1,847,773	48	84,272
200 "	2,399	6,946,102	215	646,613
400 "	984	5,065,234	274	1,501,906
700 "	245	2,088,417	174	1,508,976
1,000 "	206	2,844,226	245	3,467,026
2,000 "	36	805,772	81	1,927,903
3,000 "	10	354,664	12	471,559
5,000 "	2	193,055	9	544,757
1 億円超	5	949,750	10	1,609,843
3 "	2	760,139	1	495,756
5 "	-	-	-	-
10 "	1	1,029,636	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
合 計	7,942	26,567,162	1,106	12,296,511

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。



### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その1）

取得財産等の種類		申告状況			
		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	133	千円 361,499		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	40	51,354		
	宅地（借地権を含む。）	1,159	4,213,382		
	山林	23	5,229		
	その他の土地	69	180,257		
	計	<b>実 1,349</b>	<b>4,811,720</b>		
家屋、構築物		603	1,235,790		
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	-	-		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	4,300		
	売掛金	-	-		
	その他の財産	37	104,601		
	計	<b>実 38</b>	<b>108,901</b>		
有 価 証 券	株式及び出資	1,801	7,599,051		
	公債及び社債	6	15,225		
	投資・貸付信託受益証券	25	63,927		
	計	<b>実 1,823</b>	<b>7,678,202</b>		
現金、預貯金等		5,941	11,787,625		
家庭用財産		1	2,800		
そ 財 の 他 の 産	生命保険金等	98	240,766		
	立木	-	-		
	その他	543	1,482,393		
	計	<b>実 641</b>	<b>1,723,159</b>		
合計		<b>実 9,826</b>	<b>27,348,197</b>		

調査対象等： 「申告状況」は平成30年中に財産の贈与を受けた者について、令和元年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その2）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	122	354,685	34	257,102		
	宅地（借地権を含む。）	36	49,749	7	15,374		
	山林	1,099	4,160,398	578	3,911,331		
	その他の土地	21	5,141	12	5,128		
	計	66	179,363	10	78,756		
		実	1,273	4,749,336	実	612	4,267,690
家屋、構築物			579	1,219,999		332	926,027
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		-	-		-	-
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		1	4,300		1	6,461
	売掛金		-	-		-	-
	その他の財産		36	103,501		3	40,588
	計	実	37	107,801	実	4	47,050
有価証券	株式及び出資		1,677	7,479,288		84	3,479,266
	公債及び社債		6	15,225		3	46,574
	投資・貸付信託受益証券		25	63,927		2	23,144
	計	実	1,699	7,558,439	実	87	3,548,984
現金、預貯金等			4,328	11,262,198		352	3,355,949
家庭用財産			1	2,800		-	-
その他の財産	生命保険金等		97	239,802		5	36,013
	立木		-	-		-	-
	その他		491	1,426,787		23	114,798
	計	実	588	1,666,589	実	28	150,811
合計		実	7,942	26,567,162	実	1,106	12,296,511

調査対象等： 「課税状況」は平成30年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和元年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。